ウ　これらの事実からすれば、現在においてもなお、松本及び同人の説くオウム真理教の教義が被請求団体の存立、運営の基盤をなしていることが認められ、松本が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有しているものと認められる。

⑵　第２号該当性について

角川知己（以下「角川」という。）は、「松本サリン事件」に幇助犯として関与した者であり、無差別大量殺人行為に関与した者と認められる。

角川は、平成15年４月５日付けで被請求団体への再度の入会手続を行っており、被請求団体も、同年５月15日付けの公安調査庁長官宛て第14回報告書以降、角川を宗教団体アーレフ（「Aleph」の前身）に入会した在家信徒として報告し、それ以来、一貫して被請求団体の構成員として扱っているから、角川が、現在も、被請求団体の構成員であることは明らかである。

以上のとおり、無差別大量殺人行為に関与した者のうち、角川については、現在も被請求団体の構成員であると認められるので、そのほかの松本、土谷正実、新實智光、横山真人及び渡部和実について論ずるまでもなく、被請求団体には法第５条第１項第２号に該当する事由がある。

⑶　第３号該当性について

上祐史浩（以下「上祐」という。）が、両サリン事件当時、被請求団体の役員であり、かつ、第三回の期間更新決定当時から現在に至るまで、被請求団体の重要な一部を構成する「ひかりの輪」の代表役員として活動して、被請求団体の意思決定に関与し、かつ、事務に従事していることは明らかであるから、上祐は、現在も被請求団体の役員と認められる。

したがって、松本及び同人の妻である松本明香里について論ずるまでもなく、被請求団体には、法第５条第１項第３号に該当する事由がある。

⑷　第４号該当性について

被請求団体は、下記のとおり、殺人を暗示的に勧める「綱領」を保持していると認められるので、被請求団体には、法第５条第１項第４号に該当する事由がある。

ア　オウム真理教の教義が、「衆生救済」に至る最速の道である秘密金剛乗（タントラ・ヴァジラヤーナ）の実践をすることを最重視するものであって、その教義は殺人を暗示的に勧める内容を含んでいること、また、オウム真理教が、その教義に沿った理想郷の建設を目的とする日本シャンバラ化計画を推進していたが、最終的には松本を独裁者とする祭政一致の専制国家体制を樹立するという政治上の主義を有するに至り、その政治上の主義が被請求団体の教義の枢要な一部として内包されるに至っていたこと、そして、この政治上の主義を推進する目的で、団体の活動として両サリン事件が敢行されたことは、本件観察処分決定において当委員会が認定したとおりである。

また、上記教義が、両サリン事件以降、第三回の期間更新決定時に至るまでに、破棄ないし変更されたとは認められず、被請求団体において一貫して維持されたことは、同決定において認定したとおりであり、その後、同決定から現在に至るまでも、その教義が破棄ないし変更されたと認められる事実はないから、政治上の主義を含み、かつ、殺人を暗示的に勧める教義が、現在に至るまで一貫して維持されているものと認められる。

なお、「ひかりの輪」は、オウム真理教の教義とは異なる教義を説いている旨主張する。しかしながら、「ひかりの輪」が、松本に対して帰依し、松本の説くオウム真理教の教義に従う者によって、観察処分を免れ、松本の意思を実現することを目的として組織されたものであるとともに、依然として被請求団体の重要な一部を構成しているものであることは、前記１（被請求団体の現況）で認定したとおりであって、「ひかりの輪」においても、政治上の主義を含み、かつ、殺人を暗示的に勧める教義が依然として維持されているものと認められる。

イ　法第５条第１項第４号に規定する「綱領」とは、いかなる名称によるかを問わず、団体の立場・目的・計画・方針又は運動の順序・規範等をいい、これに該当するというためには、団体の方針等となるべき事項が構成員に明確に示され、かつ、構成員も当該事項を是認し、それに従う意思を有しているものであることが必要であると解されるところ、第三回の期間更新決定時に、殺人を暗示的に勧める被請求団体の教義が被請求団体の「綱領」に当たるものであったことは、同決定において当委員会が認定したとおりである。

この点、前記⑴（第１号該当性について）において認定した諸事情等、特に、幹部構成員らが、構成員に対し、説法や機関誌等を通して、松本及び同人の説くオウム真理教の教義への絶対的な帰依を強く指導していることや、松本が行ったタントラ・ヴァジラヤーナの実践や日本シャンバラ化計画等に関する説法を再現した教材等を発行・使用して構成員に教学させていること、従前と同様のマインドコントロールの手法を用いた儀式・修行を行い、松本及び同人の説くオウム真理教の教義に絶対的に従う意識を扶植する指導を行っていること、上祐を始めとした「ひかりの輪」で中心的に活動する者が、その設立目的等について、タントラ・ヴァジラヤーナに関する松本の言動等を引用するなどしていたところ、現在においても、幹部構成員らの中には松本及び同人の説くオウム真理教の教義を維持している旨述べる者があること、構成員の言動に、両サリン事件を正当化したり松本に対する深い帰依や松本の説くオウム真理教の教義に従う意思を示すものが随所に認められることなど、一般の構成員にも幹部構成員による指導方針が深く浸透していることなどに鑑みれば、現在も被請求団体においては、危険な内容を含む教義が幹部構成員による説法、教材等を通して構成員に周知徹底されており、構成員においても、危険な内容を含む教義全体を正しいものとして受け入れ、その教義に従う意思を有しているものと認められる。

したがって、殺人を暗示的に勧める被請求団体の危険な教義は、現在も被請求団体の「綱領」に当たると認められる。

⑸　第５号該当性について

被請求団体には、前記⑴ないし⑷のとおり、法第５条第１項第１号ないし第４号に該当する事由があるほか、下記のとおり、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があるので、法第５条第１項第５号に該当する事由がある。

すなわち、被請求団体については、①両サリン事件の首謀者である松本が被請求団体の活動に絶対的ともいえる影響力を有し、構成員が松本を絶対的帰依の対象としていること、②両サリン事件当時、松本を頂点とした上命下服の独自の閉鎖社会を構築していたことを基礎として組織的かつ秘密裏に両サリン事件が計画、敢行されたところ、現在においても従前と同質の組織構造を継続して有しているほか、出家構成員を被請求団体管理下の施設に集団居住させて、一般社会と隔絶した独自の閉鎖社会を維持していること、③両サリン事件は「マハームドラーの修行」の名の下に敢行されたものであるところ、幹部構成員の中には、現在においても、両サリン事件等を正当化する発言をする者もあること、④政治上の主義を推進するための武装化の過程でいわゆる「サリン量産プラント建設事件」や「武器等製造法違反事件」を敢行して服役した構成員を含め、両サリン事件が行われた当時に構成員であった者を現在においても多数構成員として擁していること、⑤武装化の過程で炭疽菌の散布等で重要な役割を果たした上祐が被請求団体の役員として活動していること、⑥松本明香里は、両サリン事件当時、松本に次ぐ「正大師」の位階に就き、オウム真理教の幹部構成員としてその運営の意思決定等に主体的に関与し、平成７年５月の松本の逮捕以降は、オウム真理教の代表代行として活動するなどしていたほか、オウム真理教への敵対行為を働いたことへの制裁として、その元構成員を殺害した事件の共犯者であるところ、現在においても、依然として被請求団体との関係が切れているとは認められないことなどが認められるから、その余の事実を論ずるまでもなく、被請求団体については、現在も、法第５条第１項第１号ないし第４号に掲げる事項以外にも、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があると認められる。